

1. 避難所運営の基本事項

1 - 1 避難所開設・運営の基本的な考え方

(1) 避難所では生活を再建するための支援を提供します。

- 避難所とは、災害時に市町村が指定した学校や公民館等の既存の施設を被災者または被災する恐れのある者を一時的に収容または保護するとともに、被災者にとっては生活再建の拠点となるところであり、共同で生活するために発生する様々な生活支援(表1)を行います。

(2) 男女共同参画の視点や配慮を必要とする方への支援に配慮し運営します。

- 女性のリーダーや役員が運営の中核を担うなど、男女のニーズの違いや性差に配慮した運営を行います。
- 可能な限りプライバシーの確保に努めます。
- 生活支援は公平に行いますが、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など特別な配慮を必要とする方には必要に応じて優先的に、また、個別に対応します。
- 密閉空間、密集場所、密接場面といった「3つの密」を避け、受付での健康チェックや手指消毒といった感染症予防対策を講じ、避難所での感染症拡大を防止します。

(3) 避難所の運営は避難所を利用する方の自主運営を原則とします。

- 避難者はサービスの受け手ではありません。避難者自らが避難所運営に参加して初めて上記の避難所の機能が発揮できることを、避難者全員に理解してもらえるよう心がける必要があります。
- 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢、性別、国籍などに関係なく、役割を分担し、交替や当番などにより対応します。

(4) 地域の被災者に対する支援拠点としても機能します。

- 避難所で生活をしている人だけでなく、在宅や車中泊などの避難所外避難者もみえることから、避難所を「地域支援拠点」と位置づけます。
- 避難所以外の場所に滞在する被災者(以下「避難所外避難者」とします。)が必要な支援を受けるために、指定避難所では支援の申出について登録を行います。

(5) 生活基盤の復旧とともに避難所をすみやかに閉鎖します。

- 避難所は、ライフラインの復旧後や仮設住宅への入居開始が始まった場合には速やかに統合、閉鎖をしていきます。

表1. 避難所での生活支援内容

支援分野	支援項目	内容
安全・生活 基盤の提供	① 安全の確保	生命・身体の安全確保
	② 水・食料・物資の提供	水・食料・被服・寝具等の提供
	③ 生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保
保健・衛生 の確保	④ 健康の確保	傷病を治癒する救護機能 感染症予防・健康相談等の保健医療機能
	⑤ 衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥ 生活支援情報の提供	営業店舗や医療機関の情報
	⑦ 復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ 支援	⑧ コミュニティの維持・ 形成の支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		従前のコミュニティの維持

【避難所で実際にあった出来事】

過去の大規模災害を振り返ると、避難所生活では、自宅を失って動揺する中、冷静に避難所生活を送ることは困難であるうえ、避難所生活が長期化すればするほど心身ともに疲弊し、多くの問題が起こってきました。過去に実際に起こった事例に学び、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などに備えるため、事前の対策と心構えをしておきましょう。



図1. 避難所で実際にあった出来事

1 - 2 避難所運営の流れ

(1) 避難所運営の時期区分

避難所運営は、時間の経過に従い大きく「初動期」「展開期」「安定期」「撤収期」の4つの時期区分に分けられ、運営が安定するにつれ、避難者の要望も徐々に多様化するようになり、次第に運営の方法や内容も変化します。

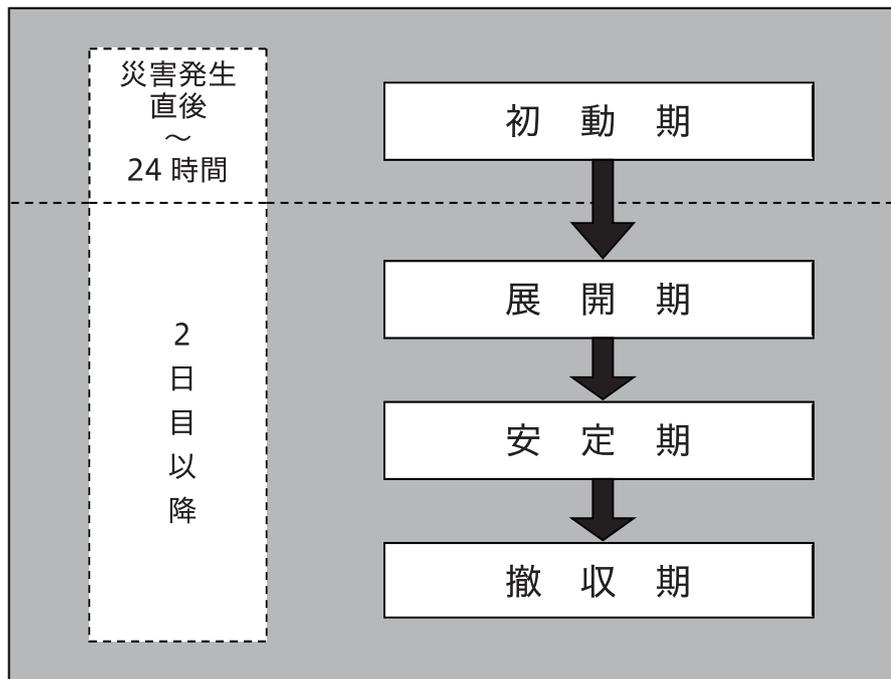


図2. 避難所運営の時期区分

(2) 初動期（災害発生直後～24時間）の業務の流れ

- 災害直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備となる業務を行います。
- 大規模で突発的な災害の場合、避難所に最初に到着するのは地区の代表者や役員ではなく、地域住民であることが想定されるため、その場合には避難者で応急的に避難所の開設と運営を行う組織を立ち上げます。
- 無秩序な施設への侵入を防ぎ、施設の開錠・点検後に誘導を行います。

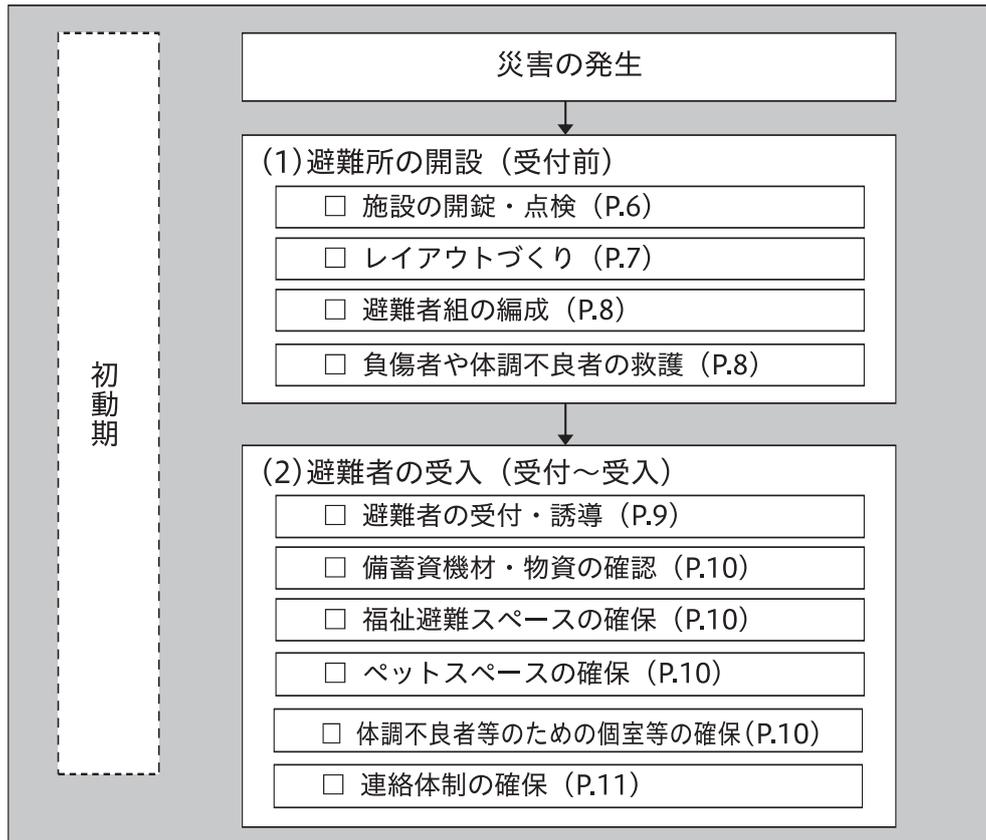


図3. 初動期（災害発生直後～24時間）の業務の流れ

【避難所で実際にあった出来事】

阪神・淡路大震災をはじめこれまでの突発的な災害の直後には、避難所につめかけた避難者が、行政や施設の担当者の到着前に施設の窓や扉を壊して無秩序に施設内へ侵入するケースが多発しました。施設が被災し、危険な状態になっていることもあるほか、共用スペースを避難者が占拠することにもなりかねないため、施設の開錠や安全点検など、開設にあたっての手順やルールをあらかじめ周知しておくことが大切です。

(3) 展開期・安定期・撤収期（2日目以降）の業務の流れ

「展開期（災害発生～3週間程度）」

- 避難者が避難所のルールに従って一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営委員会を設置し、避難者自らが生活を再建していくために必要な支援を行う期間です。
- 避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者(住民)を主体とする避難所運営委員会が担います。
- 避難所運営委員会は、具体的な業務を行うために運営班を置くこととします。

「安定期（3週間目以降）」

- 避難生活の長期化にともない、避難者の要望が多様化するため、柔軟な運営が求められます。
- 避難者数の減少に伴い、統合・撤収も視野に入れつつ避難所の自主運営体制を再構築する時期です。

「撤収期（ライフライン回復時）」

- ライフラインが回復し、仮設住宅へ入居が開始される時期になると統合や閉鎖に向けた準備に入ります。

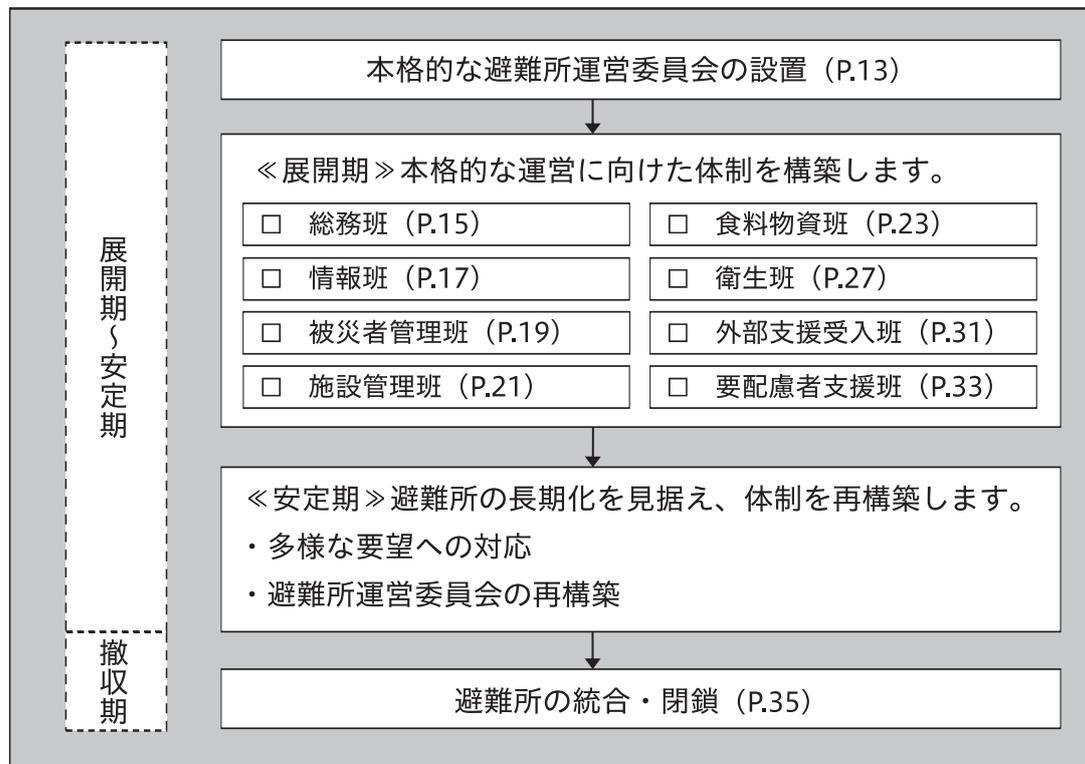


図4. 展開期～撤収期（2日目以降）の業務の流れ